７．条例、要綱等

資料７－１　田辺市防災対策アクションプログラムの概要　＜参考＞

田辺市防災対策アクションプログラムの概要

１　現況

昭和南海地震が 1946 年（昭和 21 年）に発生してから 60 年余りが経過した今日、今後 30 年以内の発生確率（算定基準日：平成 21 年１月１日）は、東海地震が 87%（参考値)、東南海地震が 60～70%、南海地震が 50～60%と非常に高い値となっている。

県が実施した地震被害想定調査によると、東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合、田辺市内の被害は最大で死者 1,260 人、家屋の全壊・消失が最大約３万棟に達する甚大な被害が予測されている。

一方、田辺市はその地理的条件等から、高潮や河川氾濫等の風水害及び土砂災害が発生しやすい条件にある。

２　アクションプログラムの必要性

地域防災計画の内容を体系化し、各施策を講じていくうえでの達成目標を設定することにより、地域防災計画の実効性を高め、全庁的に速やかに具体的な防災対策を進めていくとともに、県、市、関係機関及び市民が力を合わせて防災対策に取り組むことにより、「災害に強いまちづくり」の推進を図るため、「田辺市防災対策アクションプログラム」を策定する。

３　アクションプログラムの内容

⑴　目的

東海・東南海・南海地震等の地震災害や、風水害、土砂災害などの災害に備え、これらによる被害を最小限にすることを目的として、田辺市地域防災計画を基本に、今後、市として取り組むべき施策を体系化した行動計画として策定するもの。

⑵　基本理念

「自助」「共助」「公助」が協働して防災対策を推進することにより、安全で住みよいまちづくりを目指します。

⑶　減災目標

平成 27 年度末までに

・東海・東南海・南海地震などの大規模地震による人的被害を半減する。

・風水害及び土砂災害による人的被害を０にする。

⑷　計画期間

平成 21 年度から平成 27 年度までの７箇年。

⑸　アクションプログラムの体系

ア　基本目標

①　防災力向上のためのまちづくり・人づくり

②　災害時に迅速・適切に対応する体制づくり

③　復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり

イ　施策の柱

①　津波対策の推進

②　洪水対策の推進

③　土砂災害対策の推進

④　建築物等の耐震化と災害に強いまちづくりの推進

⑤　防災意識の高揚

⑥　地域の防災体制の強化推進

⑦　行政の防災体制の強化推進

⑧　災害応急対策の整備推進

⑨　被災後の生活支援体制の充実

⑩　復旧・復興を円滑に進めるための体制づくりの推進

田辺市防災対策アクションプログラムの体系図

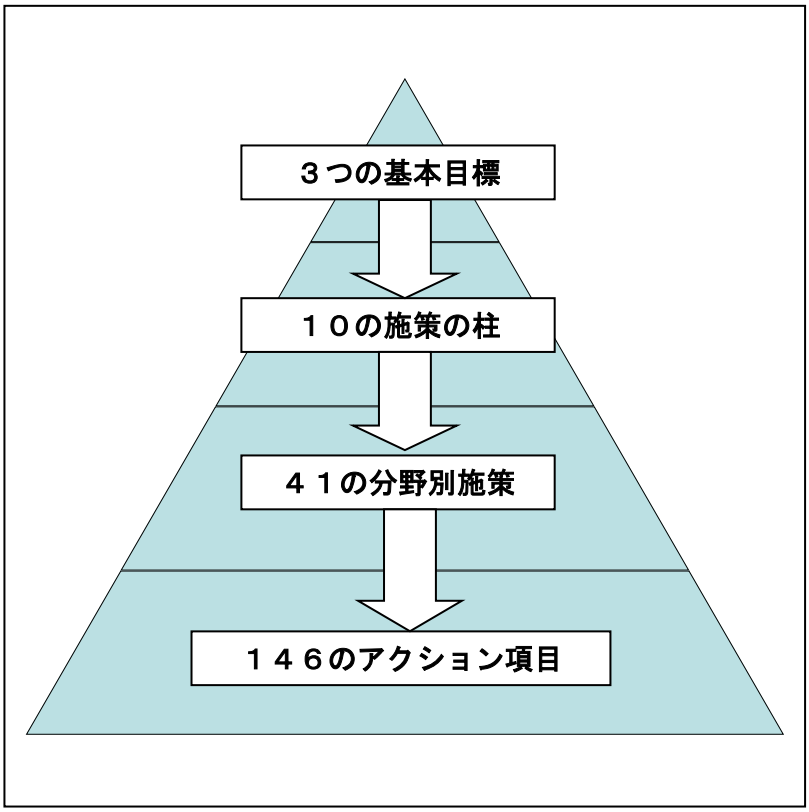

資料７－２　田辺市防災会議条例　＜参考＞

田辺市防災会議条例

平成 17 年５月１日
条例第172号
改正　平成24年10月1日
条例第23号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、田辺市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）田辺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）田辺市水防計画を調査審議すること。
（３）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（４）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
（５）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。
（組織）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
（２）陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
（３）和歌山県の職員のうちから市長が委嘱する者
（４）和歌山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
（５）市の職員のうちから市長が指名する者
（６）教育長
（７）消防長及び消防団長
（８）指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
（９）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めて委嘱する者
４　前項の委員の定数は、40人以内とする。
（会長）
第４条　会長は会務を総理する。
２　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
（専門委員）
第５条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、和歌山県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第６条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年５月１日から施行する。

附　則（平成24年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料：田辺市防災まちづくり課（令和元年12月調べ）

資料７－３　田辺市防災会議委員名簿　＜参考＞

田 辺 市 防 災 会 議 委 員 名 簿

No.	区　分		勤務先・所属等	職　名
1	１号委員	指定地方行政機関の職員	田辺労働基準監督署	監督課長
2	〃	〃	近畿農政局　企画調整室	総括農政推進官（和歌山県担当）
3	〃	〃	和歌山森林管理署	次長
4	〃	〃	紀南河川国道事務所	地域防災調整官
5	〃	〃	和歌山地方気象台	次長
6	〃	〃	田辺海上保安部	次長
7	２号委員	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第37普通科連隊	第２中隊長
8	３号委員	和歌山県の職員	西牟婁振興局　地域振興部	副部長
9	〃	〃	西牟婁振興局　健康福祉部	副部長
10	〃	〃	西牟婁振興局　建設部	副部長
11	４号委員	和歌山県警察の警察官	田辺警察署	警備課長
12	７号委員	消防長及び消防団長	田辺市消防団	団長
13	８号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	南和歌山医療センター	事務部長
14	〃	〃	日本郵便株式会社　田辺郵便局	総務部長
15	〃	〃	西日本電信電話株式会社和歌山支店	設備部長
16	〃	〃	関西電力株式会社和歌山支社	部長（田辺担当）
17	〃	〃	西日本旅客鉄道株式会社紀伊田辺駅	副駅長
18	〃	〃	龍神自動車株式会社	総務部長
19	９号委員	市長が特に必要があると認めて委嘱する者	紀南病院	事務局長
20	〃	〃	田辺市医師会	災害担当理事
21	〃	〃	田辺商工会議所	専務理事
22	〃	〃	紀南建設業協同組合	事務局長
23	〃	〃	田辺市自治会連絡協議会	会長
24	〃	〃	田辺市女性連絡協議会　田辺支部	支部長
25	〃	〃	田辺市女性連絡協議会　龍神支部	支部長
26	〃	〃	田辺市女性連絡協議会　中辺路支部	支部長
27	〃	〃	田辺市女性連絡協議会　大塔支部	支部長
28	〃	〃	田辺市女性連絡協議会　本宮支部	支部長
29	〃	〃	田辺市消防団女性分団	分団長
30	〃	〃	田辺市老人クラブ連合会連絡協議会	田辺市老人クラブ連合会会長
31	〃	〃	田辺市身体障害者連盟	副会長
32	〃	〃	田辺市自主防災会連絡委員会	委員長
33	〃	〃	赤十字奉仕団田辺市地区委員会	委員長
34	〃	〃	田辺市自主防災会連絡協議会	会長
	区　分		勤務先・所属等	職　名
	会長	市長	田辺市役所	市長
1	５号委員	市の職員	田辺市役所	企画部長
2	〃	〃	田辺市役所	保健福祉部長
3	〃	〃	田辺市役所	建設部長
4	〃	〃	田辺市役所	水道部長
5	６号委員	教育長	田辺市教育委員会	教育長
6	７号委員	消防長及び消防団長	田辺市消防本部	消防長

資料：田辺市防災まちづくり課（令和元年12月調べ）

資料７－４　田辺市災害対策本部条例　＜参考＞

田辺市災害対策本部条例

平成17年５月１日
条例第173号
改正　平成24年10月1日
条例第23号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、田辺市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき本部員及びその他の職員は、本部長が指名する。
３　部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（支部）
第４条　本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に支部を置くことができる。
２　支部に属すべき支部員及びその他の職員は、本部長が指名する。
３　支部に支部長を置き、本部長が指名する支部員をもって充てる。
４　支部長は、支部の事務を掌理する。
５　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
（現地災害対策本部）
第５条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員、支部長、副支部長、支部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（委任）
第６条　この条例の施工に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この条例は、平成17年５月１日から施行する。
附　則（平成24年10月1日条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料：田辺市防災まちづくり課（令和元年12月調べ）

資料７－５　和歌山県防災ボランティア登録制度要綱　【予－３－５】

和歌山県防災ボランティア登録制度要綱

（趣旨）

第１条　県は、県内において大規模な災害等が発生し、応急対策の実施に必要な体制の確保が困難な場合において、県民の協力を得て、迅速かつ適格に応急対策を講ずることを目的として和歌山県防災ボランティア登録制度を設置するものとし、その運用については、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、「防災ボランティア」とは、専門ボランティア及び救援ボランティアチームをいう。

２　この要綱において、「専門ボランティア」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、ボランティアとして専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる個人又は団体をいう。

３　この要綱において、「救援ボランティアチーム」とは、震災等の大規模な災害の発生時において、ボランティアとして指導者の指揮の下に前項の災害救援活動以外の災害救援活動に従事する団体をいう。

４　この要綱において、「窓口団体」とは、専門ボランティアの従事する活動の種類ごとに知事がその窓口として定める団体をいう。

（防災ボランティアの募集）

第３条　知事は県内の個人及び団体の中から防災ボランティアとして登録を希望するものを募集するものとする。

（活動の種類及び資格等）

第４条　前条の規定により募集する防災ボランティアが従事する活動の種類及び当該活動に必要な資格は、知事が別に決める。この場合において、防災ボランティア（団体にあってはその構成員）は、登録しようとする年度の４月１日現在で満16歳以上である者とする。

（登録）

第５条　第３条の防災ボランティアとしての登録を受けようとする者は、専門ボランティアとして登録を受けようとする場合にあっては和歌山県防災ボランティア（専門ボランティア）登録申込書（別記第１号様式）を窓口団体を通じて、救援ボランティアチームとして登録を受けようとする場合にあっては和歌山県防災ボランティア（救援ボランティアチーム）登録申込書（別記第２号様式）に構成員の名簿その他必要な書類等を添付して直後、知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の規定による申し込みがあった場合においては、次に掲げる事項を別に定める登録台帳登録しなければならない。

(1)ボランティアの区分

(2)氏名及び住所（団体にあっては、名称）

(3)年齢及び性別（団体にあっては、構成員数）

(4)連絡先

(5)活動分野及び資格要件（救援ボランティアチームにあっては、活動分野）

(6)活動可能地域

(7)登録年月日

３　知事は、防災ボランティアの登録状況その他必要な情報を市町村長に提供するものとする。

（登録事項の変更等）

第６条　防災ボランティアは、前条第２項の登録事項に変更のあったとき（団体の構成員数に変更のあった場合を除く。）又は登録を取り消そうとするときは、専門ボランティアにあっては和歌山県防災ボランティア（専門ボランティア）登録事項変更・登録抹消届（別記第３号様式）を窓口団体を通じて、救援ボランティアチームにあっては和歌山県防災ボランティア（救援ボランティアチーム）登録事項変更・登録抹消届（別記第４号様式）を直接、知事に提出するものとする。

（構成員数の報告）

第７条　専門ボランティア（団体に限る。）は、毎年１回、当該年の４月１日現在の構成員数を別記第３号様式（その２）により知事に報告するものとする。ただし、前年４月１日現在の構成員数と同数であるときは、この限りではない。

２　救援ボランティアチームは、毎年１回、当該年の４月１日現在の構成員数を別記第４号様式により知事に報告するもとする。ただし、前年４月１日現在の構成員数と同数であるときは、この限りではない。

（防災ボランティアへの協力要請の伝達等）

第８条　知事は、県内においては大規模な災害等が発生した場合は、原則として県又は県内の市町村からの防災ボランティアに対する協力要請を受け、専門ボランティアに対しては窓口団体を通じて、救援ボランティアチームに対しては直接、当該協力要請の内容を伝えるものとする。

（活動の基本）

第９条　被災現地に出動した防災ボランティア（以下「出動ボランティア」という。）は、県又は現地市町村と協力して、災害救援活動に当たることを基本とする。

（活動に対する報酬等）

第10条　出動ボランティアは、その活動に対する報酬又は活動資機材の損料等を県又は市町村に対して請求することができない。

（ボランティア保険への加入等）

第11条　出動ボランティアは、ボランティア保険に加入するものとする。

２　ボランティア保険の加入に必要な経費は、県が負担する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は平成10年７月30日から施行する。

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成17年度修正)

資料７－６　災害救助法による救助の程度・方法及び期間　【応４－２】

平成30年度災害救助基準

（その１）

救助の種類	対　　象	費　用　の　限　度　額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 320円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　　１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 ２　限度額　１戸当たり 5,610,000円以内 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	１　平均１戸当たり29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,140円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は 1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	１　輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

資料：平成30年度災害救助基準

（その２）

救助の種類	対　　象	費　用　の　限　度　額	期　　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　4,400円 中学生生徒　4,700円 高等学校等生徒　5,100円	災害発生の日から（教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料：平成30年度災害救助基準

（その３）

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) １体当り3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当り5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当り 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範　　囲	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当り 医師、歯科医師 20,000円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士 14,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,300円以内 土木技術、建築技術者 15,900円以内 大工 20,700円以内 左官 22,000円以内 とび職 22,800円以内 救急救命士 14,600円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料：平成30年度災害救助基準

資料７－７　和歌山県広域火葬実施要綱　【応－５－１】

和歌山県広域火葬実施要綱

（趣旨）

第１条　次の場合（以下「大規模災害等」という。）において、この要綱に定めるところにより遺体の円滑な火葬に努めるものとする。

(1) 大規模災害の発生

(2) 感染症のまん延

(3) その他、広域火葬を必要とする事態の発生

（定義）

第２条　この要綱において「広域火葬」とは、大規模災害等により、市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

（実施の体制）

第３条　広域火葬が必要である場合、県環境生活部県民局食品・生活衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

（被害状況の把握及び報告）

第４条　大規模災害等の被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）は、大規模災害等発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。

２　県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況をとりまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

（広域火葬の応援・協力の要請）

第５条　被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援要請をするものとする。

２　県は、前項の規定による応援要請又は自らの判断により、 応援可能な市町村若しくは火葬場（以下「応援市町村等」という。）、又は近隣府県に対し、広域火葬協力依頼をするとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

３　県及び市町村は、県内又は近隣府県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。

（火葬場の選定）

第６条　県は、応援市町村等又は近隣府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、広域火葬の応援要請を行った被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに、協力承諾のあった応援市町村等又は都道府県に対し協力依頼の通知を行う。

２　応援要請市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族に遺体搬送についての同意を得ることに努めるとともに、応援市町村等と火葬の実施方法等についての調整を行う。

（遺体の取扱い）

第７条　被災市町村は、遺体の取り扱いについて次の措置を講じるものとする。

(1) 遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保

(2) 遺体処理のために必要な物資の調達

(3) 作業要員の確保
(4) その他必要事項
2　前項各号の規定による措置を講じることが困難である場合、被災市町村は、県に支援要請することができる。
3　県は、前項の規定により支援要請があったときは、これに応じるものとする。
(遺体の搬送)
第８条　被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急車両を用いるものとする。
2　被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。
(住民への情報提供)
第９条　応援要請市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に広域火葬に係る情報提供を行うものとする。
(災害以外の事由による遺体の火葬)
第１０条　応援要請市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。
(火葬に係る特例的取扱い)
第１１条　被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。
(火葬状況の報告)
第１２条　応援市町村等は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。
2　前項の報告を行った市町村等以外の市町村又は火葬場は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。
3　県は、県内の火葬場別に報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
(引取者のいない焼骨の保管)
第１３条　引取者のいない広域火葬による焼骨については、応援要請市町村が保管するものとする。

附　則

この要綱は、平成１１年１０月１３日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

出典：和歌山県食品・生活衛生課

資料７－８　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給　【応－５－10】

（被災者生活再建支援制度の概要）

１．制度の対象となる自然災害

①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
②　10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④　①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
⑤　①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、
　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
　２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

２．制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により
①　住宅が「全壊」した世帯
②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

３．支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 （２．①に該当）	解体 （２．②に該当）	長期避難 （２．③に該当）	大規模半壊 （２．④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

４．支援金の支給申請

（申請窓口）　市町村
（申請時の添付書面）①基礎支援金：　り災証明書、住民票　等
　②加算支援金：　契約書（住宅の購入、賃借等）　等
（申請期間）　①基礎支援金：　災害発生日から13月以内
　②加算支援金：　災害発生日から37月以内

５．基金と国の補助

○　国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
○　基金が支給する支援金の１／２に相当する額を国が補助。

資料：田辺市防災まちづくり課（平成26年10月調べ）

資料７－９　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画　【応－５－10】

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給・貸付対象となる
災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th></tr>
<tr><td>災害障害見舞金・災害弔慰金</td><td>下記の自然災害
(1) 市町村において住居が５世帯以上滅失した災害
(2) 都道府県において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
(3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が２以上ある場合の災害</td><td>市町村のうち当該災害により死亡（災害後３ヵ月間生死不明の場合を含む）した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に別に定める程度の障害がある者
<table><tr><th>区　　分</th><th>災害弔慰金</th><th>災害障害見舞金</th></tr><tr><td>生計維持者</td><td>500万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>そ　の　他</td><td>250万円</td><td>125万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>災害援護資金</td><td>県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が１以上ある自然災害</td><td>市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主
<table><tr><th rowspan="2">災害の種類及び程度</th><th colspan="2">１世帯当たりの貸付限度額</th></tr><tr><th>世帯主の１ヵ月以上の負傷がある場合</th><th>世帯主の１ヵ月以上の負傷がない場合</th></tr><tr><td>家財等の損害がない場合</td><td>150万円</td><td></td></tr><tr><td>火災等1/3以上の損害がある場合</td><td>250万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>住居が半壊した場合</td><td>270万円</td><td>170万円</td></tr><tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居が全壊した場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情が有る場合</td><td></td><td>350万円</td></tr><tr><td>住居の全体が滅失若しくは流出した場合</td><td></td><td>350万円</td></tr></table>注　(1) 所得制限有り
(2) 利率　　年３％（据置期間中は無利子）
(3) 据置期間　　３年（特別の場合は、５年）
(4) 償還期間　　10年（据置期間を含む）
(5) 償還方法　　年賦又は半年賦</td></tr>
</table>

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成30年度修正版)

資料７－10　災害見舞金等の支給　【応－５－10】

<table>
<tr><th>種類</th><th>被　災　者</th><th>見　舞　金　等　の　額</th></tr>
<tr><td>災害見舞金等</td><td>田辺市民で、災害により死亡し、若しくは重傷を負ったもの又は住家に被害を受けた世帯主</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>被害の程度</th><th>見舞金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">見舞金</td><td>重　傷</td><td>1人につき20,000円</td></tr>
<tr><td>全焼、全壊又は流出</td><td>１世帯につき50,000円（ただし自然災害の場合100,000円）</td></tr>
<tr><td>半焼又は半壊</td><td>１世帯につき30,000円（ただし自然災害の場合50,000円）</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td><td>１世帯につき20,000円</td></tr>
<tr><td>弔慰金</td><td>死　亡</td><td>１人につき100,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

資料：田辺市防災まちづくり課（令和元年12月調べ）

資料７－11　生活福祉資金貸付条件　【応－５－10】

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備　　考
総合支援資金	生活支援費 ※最長１年間の生活費	（二人以上） 月20万円 （単身） 月15万円	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後10年以内	
	住宅入居費 ※敷金、礼金	40万円			
	一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円			
福祉資金	福祉費	580万円 ※資金の用途に応じて目安額を別途設定	貸付の日から（分割による交付の場合には最終貸付から）6月以内	据置期間経過後20年以内	標準となる貸付対象経費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	10万円	貸付の日から2月以内	据置期間経過後12月以内	
教育支援資金	教育支援費	月6.5万円	卒業した後6月以内	据置期間経過後20年以内	
	就学支度金	50万円			
不動産担保型生活資金	（一般世帯向け）	月30万円	契約終了後3月以内	据置期間終了時	貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり
	（要保護世帯向け）	生活扶助額の1.5倍			

（注）貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5％（不動産担保型生活資金は年３％又は長期プライムレート）。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

資料７－12　激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準　【応－５－10】

(1)激甚災害指定基準　（その１）

適用すべき措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
法第２章（３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額　＞　全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額　＞　全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額　＞　当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額　＞　当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第５条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額　＞　当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の４ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額　＞　10億円
法第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が 5,000万円以下と認められる場合は除く １　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２　農業被害見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害 但し、上記１、２に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害（水産業共同利用施設に係るものに限る） ３　漁業被害見込額　＞　農業被害見込額 かつ、次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 漁船等の被害見込額　＞　当該年度の全国漁業所得推定額×100分の0.5 (2) 漁業被害見込額　＞　当該年度の全国漁業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
法第８条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。但し、高潮・津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （Ａ基準） 農業被害見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準） 農業被害見込額　＞　当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数　＞　当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の３

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成27年度修正版）

（その２）

適用すべき措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
法第11条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）　＞　当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の５ （Ｂ基準） 林業被害見込額　＞　当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.５ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額　＞　当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額　＞　当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の１
法第12条、13条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額　＞　当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.２ （Ｂ基準） 中小企業関係被害額　＞　当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額　＞　当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の２ 但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は徐外
法第22条 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数　＞　被災地全域で4,000戸以上 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 但し、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。 １　滅失住宅戸数　＞　被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10％以上 ２　滅失住宅戸数　＞　被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20％以上
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正版）

(2)局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	激　甚　災　害　指　定　基　準
1　激甚法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置 2　右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第１項、第３項及び第４項の措置	公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第３条第１項第１号及び第３号～第14号の事業）の査定事業費の額 ＞ 当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、１以上ある災害 ＞ 当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×0.2に該当する市町村が、１以上ある災害 ＞ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収額×0.2＋（当該標準税収額－50億円）×0.6に該当する市町村が、１以上ある災害 但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね１億円未満を除く。
1　右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第５条、第６条の措置 2　右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第２項から第４項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））	農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第５条第１項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額 ＞ 当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が１以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額が概ね5,000万円未満である場合を除く） 但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害 漁業被害額　＞　農業被害額 かつ、 漁船等被害額＞ 当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が１以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く）
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の２の措置	林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞ 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。但し、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火災害にあっては、 当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村 その他の災害にあっては、 当該災害に係る要復旧見込面積 ＞ 当該市町村の民有面積(人口林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が１以上ある災害
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条の措置	中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額　＞ 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が１以上ある災害 但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成30年度修正版)

資料７－13　消防相互応援協定締結状況　【応－３－３】

	協　定　書	協　定　市　町　村　等	協　定　範　囲
1	和歌山県防災ヘリコプター応援協定 平成８年２月22日	和歌山県 県内全市町村 県内全消防組合	・各種災害 ・救急搬送等
2	和歌山県下消防広域相互応援協定 平成８年３月１日	県内全市町村 県内全消防組合	・大規模な自然災害 ・大規模火災及び特殊火災 ・大規模又は特殊な事故 ・その他応援を必要とする災害
3	紀南消防協定 平成８年11月１日	田辺市 白浜町、串本町、那智勝浦町 新宮市、本宮町 大辺路消防組合、古座川消防組合 三重県熊野市	・火災 ・救急 ・災害 ・資器材援助 ・施設検査及び調査 ・火災原因調査
4	船舶消防等に関する業務協定 平成９年１月24日	田辺消防本部 田辺海上保安部	・船舶の火災 ・救急業務 ・救助業務
5	和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定 平成10年９月１日	田辺市 和歌山市、海南市、橋本市 有田市、御坊市、新宮市 下津町、高野町、花園村 白浜町、中辺路町、大塔村 串本町、那智勝浦町、太地町 熊野川町、本宮町、北山村 大辺路消防組合、古座川消防組合、那賀郡消防組合、野上美里消防組合、有田消防組合 伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	自動車電話・携帯電話からの119番通報接続
6	田辺市と十津川村における消防相互応援協定 平成18年２月１日	田辺市 奈良県十津川村	・火災 ・救急 ・救助
7	南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 平成18年４月14日	和歌山県 田辺市 白浜町 上富田町 すさみ町	空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災
8	高野龍神国定公園における消防相互応援協定 平成23年７月１日	田辺市 かつらぎ町、高野町 有田川町、伊都消防組合 奈良県五條市、野迫川村 十津川村	・火災 ・救急 ・救助 ・その他災害

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成25年度修正)

資料７－14　日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱　【応－３－８】

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震、異常渇水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下「県支部」という。）及び和歌山県水道協会（以下「県水協」という。）に所属する市町村（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（組織編成）

第２条　県支部内の会員を６ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の３地区ブロック（以下「地区ブロック」という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連携を密とする。追って、組織図は別表１のとおりとする。

２　県支部長都市（以下「県支部長」という。）に事務局を設置する。

（応援体制）

第３条　県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部からの要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

２　県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

（応援内容）

第４条　会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

（１）応急給水作業
（２）応急復旧作業
（３）応急復旧資材の供出
（４）工事業者の斡旋
（５）前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（要請の方法）

第５条　応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

会員は、ブロックで構成されている代表都市へ応援を依頼する。

代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、県支部長へ応援を要請する。

県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

２　応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表２により速やかに要請先まで提出するものとする。

（１）災害の状況
（２）必要とする資器材、物資等の品目及び数量
（３）必要とする職員の職種別人員
（４）応援の場所及び応援場所への経路
（５）応援の期間
（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援職員の派遣）

第６条　前条により応援要請をうけた水道事業体は、ただちに応援体制を整え被災水道事業体に協力しなければならない。
２　各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工器具および緊急資材のほか衣類食料、日用品等を携行させるものとする。
３　応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。
４　応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

（応援物資等の調査）
第７条　各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表３により毎年４月末日までに県支部長に提出するものとする。
２　県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。

（費用の負担）
第８条　この要綱に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。
２　応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。
３　応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。
４　前３項の定めにより難いときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

（訓練）
第９条　会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（補足）
第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

（適用）
第11条　この要綱は、平成８年３月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成19年１月１日から適用する。

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成30年度修正版）

水道災害に伴う相互応援ブロック組織図

（別紙１）　別表１

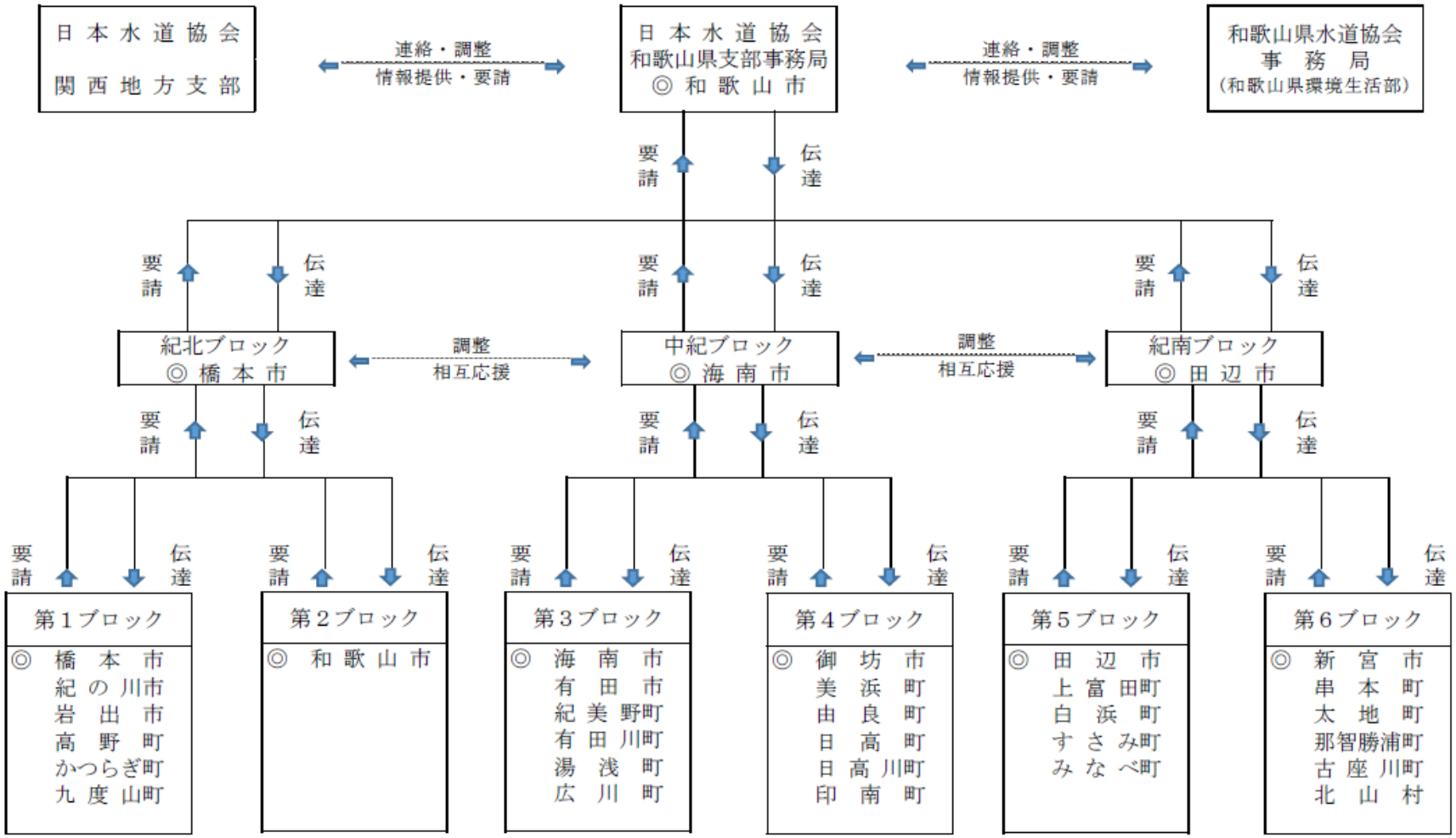

別表２

応　援　要　請　書

水道事業体名

１　要請物資・資機材等

必要時期	品　目	数　量	場　所

派遣場所に地図等を添付すること。

２　輸送手段

（１）陸路

（２）海路

３　その他

被　害　状　況

水道事業体			対策本部の設置年月日	
報告日時				
担当課名			連絡先	
水道の被害状況		内容		
場内	取水場			
	浄水場			
	配水池			
管状況	導水管			
	送水管			
	配水管			
	給水栓			
断水世帯数			給水人口	
被害集中・発生地域				
主な活動内容				
その他　民家の被害状況： 道路の被害状況： 罹　災　地　帯： 罹　災　者　数：				

資料７－15　田辺市防災協定締結一覧　【応－１－５】

	締結年月日	締結先	協定名	協定内容
1	昭和52年４月４日	田辺地区アマチュア無線非常通信協議会	災害時非常無線通信の協力に関する協定	情報の収集及び伝達
2	平成13年９月18日	田辺土木業協会	災害時における田辺市と田辺土木業協会との協力に関する覚書	道路啓開、道路上等の災害廃棄物処理、土砂災害に伴う土砂除去等
3	平成18年１月24日	田辺市内郵便局	災害時における相互協力に関する覚書	郵便局の一時避難所利用、被災者情報等の相互提供等
4	平成18年１月24日	田辺市内郵便局	住民生活に係る情報提供に関する覚書	業務中に発見した危険箇所等の情報提供
5	平成18年９月６日	田辺電気技術者協会	災害時における田辺市と田辺電気技術者協会との協力に関する協定	公共施設等の電気復旧、電気器具の貸出
6	平成18年11月１日	創価学会関西研修道場事務所	津波発生時における創価学会田辺文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書	津波発生時の一時避難所の提供
7	平成19年１月31日	龍神村建設業協会	災害時における田辺市と龍神村建設業協会との協力に関する覚書	道路啓開、道路上等の災害廃棄物処理、土砂災害に伴う土砂除去等
8	平成19年２月26日	特定非営利活動法人内之浦湾を良くする会	災害時における田辺市と特定非営利活動法人内之浦湾を良くする会との協力に関する協定	生活必需品等の海上輸送、海上における行方不明者の捜索及び救助
9	平成19年５月１日	紀南農業協同組合	防災関係の協働事業に関する協定	救援物資の調達、救援物資の集積場所及び搬送車両の提供等
10	平成20年２月６日	西日本高速道路株式会社関西支社和歌山管理事務所	災害発生時における緊急支援物資等の活用に関する覚書	緊急支援物資の供給、資機材貸与
11	平成20年９月１日	和歌山県石油商業組合田辺西牟婁支部	災害時における田辺市と和歌山県石油商業組合田辺西牟婁支部との協力に関する協定	自動車、自家用発電設備、暖房器具、ボイラー等への燃料供給
12	平成20年10月１日	和歌山県石油商業・協同組合紀南支部	災害時における田辺市と和歌山県石油商業・協同組合紀南支部との協力に関する協定	自動車、自家用発電設備、暖房器具、ボイラー等への燃料供給
13	平成20年12月９日	関西電力株式会社	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	災害復旧活動用の市有地の提供
14	平成21年11月７日	愛知県犬山市、岐阜県海津市、和歌山県新宮市、茨城県高萩市　（徳川御三家附家老関係５市）	大規模災害時における相互応援に関する協定	物資、資機材、車両等の提供、職員の派遣
15	平成22年２月１日	和歌山県自動車整備振興会田辺支部	災害発生時における復旧支援活動に関する協定	クレーン、牽引ロープ等による救助、放置車両及び障害物の除去
16	平成22年８月９日	社団法人和歌山県ＬＰガス協会田辺支部 社団法人和歌山県ＬＰガス協会南紀支部	災害発生時における応急対策業務に関する協定	ＬＰガス及び供給設備器具等の提供
17	平成22年10月５日	みくまの農業協同組合	防災関係の協働事業に関する協定	救援物資の調達、救援物資の集積場所及び搬送車両の提供等
18	平成23年１月21日	株式会社龍神マッシュ	災害時における協力に関する協定	避難場所の提供
19	平成23年３月１日	かんぽの宿紀伊田辺	災害時における協力に関する協定	避難場所、浴場、炊き出し等の提供
20	平成23年９月１日	社会福祉法人紀成福祉会	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	鮎川園、龍トピアへの要配慮者の受入れ等
21	平成23年９月１日	医療法人玄竜会	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	自彊館への要配慮者の受入れ等
22	平成23年９月１日	社会福祉法人上秋津福祉会	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	あきつのへの要配慮者の受入れ等
23	平成23年９月１日	社会福祉法人中辺路白百合学園	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	白百合ホームへの要配慮者の受入れ等
24	平成23年９月１日	社会福祉法人熊野福祉会	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	熊野本宮園への要配慮者の受入れ等
25	平成23年９月１日	社会福祉法人真寿会	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	真寿苑、第二真寿苑への要配慮者の受入れ等
26	平成23年12月１日	紀南管工事協同組合	災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定	水道施設の応急復旧
27	平成23年12月１日	紀南管工事協同組合	災害時における田辺市と紀南管工事協同組合との協力に関する覚書	道路啓開、道路上等の災害廃棄物処理、土砂災害に伴う土砂除去等
28	平成23年12月１日	田辺市管工事業協同組合	災害発生時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定	水道施設の応急復旧
29	平成23年12月16日	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置及び運営、災害ボランティアの受入れ及び派遣等
30	平成24年１月26日	西日本電信電話株式会社和歌山支店	緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定	田辺別館ビルの津波避難ビル利用
31	平成24年１月26日	株式会社紀陽銀行	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	田辺支店屋上の津波避難ビル利用
32	平成24年１月26日	近畿労働金庫	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	田辺支店屋上の津波避難ビル利用
33	平成24年１月26日	丸惣食品株式会社	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	倉庫屋上の津波避難ビル利用
34	平成24年１月26日	アルティエ株式会社	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	アルティエホテル屋上の津波避難ビル利用

	締結年月日	締結先	協定名	協定内容
35	平成24年１月26日	中谷聡	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	ＴＫＣビル屋上の津波避難ビル利用
36	平成24年２月８日	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申合せ	情報の収集・提供、職員・専門家の派遣、車両・機械等の貸付け
37	平成24年２月９日	奈良県橿原市、大阪府羽曳野市	和歌山県田辺市、奈良県橿原市及び大阪府羽曳野市における災害相互応援に関する協定	救援物資及び資機材の提供、職員の派遣、情報システムデータのバックアップ媒体の相互保管等
38	平成24年２月15日	北海道遠軽町、京都府綾部市、茨城県笠間市（合気道創設者ゆかりの友好都市）	合気道創設者ゆかりの友好都市間における災害時相互応援に関する協定	物資、資機材、車両等の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋、被災者・被災児童等の受入れ等
39	平成24年４月20日	田辺市管工事技術者協会	災害時における応急対策業務に関する協定	公共施設等の機械設備の損傷箇所等の調査、点検及び復旧等
40	平成24年７月１日	社会福祉法人三養福祉会	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	特別養護老人ホーム田辺の郷屋上の津波避難ビル利用
41	平成24年７月19日	一般社団法人田辺市医師会	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	田辺市医師会館屋上の津波避難ビル利用
42	平成24年８月31日	浦島観光ホテル株式会社	災害時における協力に関する協定	山水館川湯みどりやの避難場所の提供
43	平成24年９月10日	和歌山県立田辺高等学校	災害時における避難所等施設利用に関する協定	体育館及びグラウンドの避難所利用
44	平成24年９月10日	和歌山県立南紀高等学校	災害時における避難所等施設利用に関する協定	体育館の避難所利用
45	平成24年９月10日	和歌山県立田辺工業高等学校	災害時における避難所等施設利用に関する協定	体育館及びグラウンドの避難所利用
46	平成24年12月１日	一般社団法人田辺市医師会	災害時における医療救護活動に関する協定	医療救護班の派遣、医療救護活動
47	平成24年12月１日	田辺薬剤師会	災害時における医療救護活動に関する協定	薬剤師の派遣、医薬品等の供給及び管理
48	平成24年12月１日	社会保険紀南病院	災害時における医療救護活動に関する協定	医療救護班の派遣、医療救護活動
49	平成24年12月１日	紀州中央農業協同組合	防災関係の協働事業に関する協定	救援物資の調達、救援物資の集積場所及び搬送車両の提供等
50	平成25年１月18日	和歌山県立情報交流センター指定管理者特定非営利活動法人和歌山ＩＴ教育機構	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	和歌山県立情報交流センターBigUの避難所利用
51	平成25年２月１日	社団法人田辺西牟婁歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	歯科医師等の派遣、歯科医療救護活動、身元確認
52	平成25年３月１日	医療法人社団葦会	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	田辺すみれ苑への要配慮者の受入れ等
53	平成25年３月１日	社会福祉法人三養福祉会	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定	田辺の郷への要配慮者の受入れ等
54	平成25年４月８日	株式会社タバタ　レントオール田辺	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	レンタル資機材の提供
55	平成25年９月１日	ＦＭ　ＴＡＮＡＢＥ株式会社	災害時における放送要請等に関する協定	災害時の臨時放送
56	平成25年10月１日	関電サービス株式会社	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書	公共電柱広告の掲出
57	平成25年10月９日	白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町　（紀南10市町村）	災害時相互応援に関する協定	物資、資機材、車両等の提供、職員の派遣
58	平成25年11月８日	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	小規模多機能型居宅介護事業所きずな館体育館の避難所利用
59	平成26年１月20日	株式会社ココカラファインヘルスケア	災害時における生活物資等の供給に関する協定	生活物資等の供給
60	平成26年１月30日	有限会社紀南清掃、有限会社稲成清掃 有限会社阪口清掃	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬
61	平成26年１月30日	きのくに環境整備協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬
62	平成26年４月１日	紀南ダンボール株式会社、レンゴー株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	避難所用段ボール製品（簡易ベッド、シート、ケース等）の供給
63	平成26年４月１日	社会福祉法人田辺市社会福祉事業団	福祉避難所の確保に関する協定	高齢者複合福祉施設たきの里への要配慮者の受入れ等
64	平成26年４月30日	田辺地方測量設計業会	大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定	公共土木施設等の被害状況調査等
65	平成26年７月７日	紀南管工事協同組合	災害時における応急対策業務に関する協定	公共施設等の機械設備の損傷箇所等の調査、点検及び復旧等
66	平成26年11月25日	公益社団法人和歌山県トラック協会	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関するとの協定	輸送及び荷さばき業務等
67	平成26年12月24日	特定非営利活動法人和歌山レスキューサポートバイクネットワーク	災害時における協力活動に関する協定	情報の収集及び伝達、医薬品・支援物資の搬送等
68	平成27年１月９日	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	生活物資等の供給

	締結年月日	締結先	協定名	協定内容
69	平成27年３月２日	社会福祉法人南紀のぞみ会	福祉避難所の確保に関する協定	障害者支援施設のぞみ園、第二のぞみ園への要配慮者の受入れ等
70	平成27年３月２３日	社会福祉法人　大塔あすなろ会	福祉避難所の確保に関する協定	障害者支援施設あすなろ木守の郷、平瀬の郷への要配慮者の受入れ等
71	平成27年４月10日	田辺米穀株式会社	災害時における食料等物資の供給に関する協定	食料等物資の供給
72	平成27年４月22日	社会福祉法人　中辺路白百合学園	福祉避難所の確保に関する協定	障害者支援施設中辺路白百合学園への要配慮者の受入れ等
73	平成27年8月25日	紀南農業協同組合	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	秋津川公民館の避難所利用
74	平成28年1月19日	天理教中紀大教会	災害時における避難所等施設利用に関する協定	天理教中紀大教会信者棟の避難所利用
75	平成28年４月12日	特定非営利法人全日本ヘリコプター協議会	災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	情報の収集及び物資の輸送、人員の搬送
76	平成28年７月21日	日本放送協会　和歌山放送局	臨時災害放送局でＮＨＫのＦＭ放送を再放送することに関する覚書	臨時災害放送局におけるNHK FM放送の再放送
77	平成28年11月１日	国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所	紀勢自動車道（秋津町田尻地区）の災害時一時避難場所に関する覚書	一時避難場所の提供
78	平成28年11月１日	国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所	紀勢自動車道（秋津町矢矧・下万呂目座地区）の災害時一時避難場所に関する覚書	一時避難場所の提供
79	平成28年12月１日	一般社団法人　日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	福祉用具等物資の供給
80	平成30年10月26日	岩手県一関市	災害相互応援に関する協定	物資、資機材、車両等の提供、職員の派遣
81	平成30年12月21日	株式会社ダイエー、イオン株式会社	災害時における物資供給に関する協定	食料等物資の供給
82	平成31年３月５日	和歌山弁護士会	災害時における法律相談業務等に関する協定	法律相談業務に従事する弁護士の派遣等
83	令和元年６月１日	有限会社木村葬祭	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	棺及び葬祭用品の供給、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送等
84	令和元年６月１日	きのくに葬祭事業協同組合	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	棺及び葬祭用品の供給、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送等
85	令和元年６月１日	有限会社中田	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	棺及び葬祭用品の供給、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送等
86	令和元年６月１日	株式会社ベルコキシュウ	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	棺及び葬祭用品の供給、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送等
87	令和元年６月１日	株式会社みやび	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	棺及び葬祭用品の供給、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送等
88	令和元年６月１日	株式会社信和葬祭	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	棺及び葬祭用品の供給、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送等
89	令和元年８月１日	紀南生コンクリート協同組合	災害時における消防用水等の確保に関する協定	消防用水、生活用水の供給
90	令和元年10月９日	社会福祉法人真寿会	福祉避難所の確保に関する協定	真寿苑、第二真寿苑、芳養の里、鮎川いばの里、生活支援ハウスほくそぎ、真寿苑サテライトぬるみ川への要配慮者の受入れ等
91	令和元年12月23日	社会福祉法人紀成福祉会	福祉避難所の確保に関する協定	鮎川園、龍トピアへの要配慮者の受入れ等

資料：田辺市防災まちづくり課（令和元年12月調べ）